

<体制整備加算に関する事項>

■行動障害支援体制加算

行動障害のある知的障害者や精神障害者の方々に対して適切な計画相談支援等を実施するために、強度行動障害者支援者養成研修(実践研修)を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を、平成 31 年 1 月 1 日から当事業所に配置しております。

■要医療児者支援体制加算

重症心身障害など医療的なケアを要する児童や障害者に対して適切な計画相談支援等を実施するために、大阪府相談支援従事者専門コース別研修医療的ケアコースを修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を、平成 31 年 3 月 1 日から当事業所に配置しております。

■精神障害者支援体制加算

精神科病院等に入院する精神障害者の方や、地域において単身生活等をする精神障害者児に対して適切な計画相談支援等を実施するために、大阪府相談支援従事者専門コース別研修地域移行・地域定着支援コースを修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を、令和元年 8 月 1 日から当事業所に配置しております。

■ピアサポート体制加算

利用者と同じ目線に立って相談・助言等を実施するために、大阪府障がい者ピアサポート研修を修了した障害者と管理者を、令和 5 年 12 月 1 日から当事業所に配置しております。

他の従業員に対し合理的配慮などの研修も年 1 回以上行っております。